

Title	経済法の現代法的意義
Sub Title	
Author	峯村, 光郎(Minemura, Teruo)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1944
Jtitle	哲學 No.25/26 (1944. 6) ,p.153- 181
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	船田三郎教授還暦記念特輯
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000002-0153

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

經濟法の現代法的意義

峯 村 光 郎

一

法は社會の歴史的發展の所産であり、社會的現實に内含される契機の一であると同時に、歴史的・社會的現實から分離するときは、それとは無關係にある期間一の獨立的存在を保持しつつ社會的現實を秩序づける機能をいとむものである。かかる性格を有する法の本質は、經驗的規範たる點に存するといはねばならない。このことは法が一面において理念また價値に繋り、他面において現實在に關聯することを意味する。それゆゑ法に關する學的考察は、その立場および方法の相違にも拘らず、ひとしく法の理念的契機と現實的契機とを顧慮してなさるべきである。

經濟法の何たるかについては、今日、諸々の立場からする根本的對立がみられる。すなはち或は

經濟法を以て臨時非常時的統制法となし、或は經濟法の獨自性を沒却して諸他の法域より區分すべきものにあらずとなし、或はその歴史性および社會性を捨象して經濟の法一般と理解してゐる。しかしこれらの見解は、いまだ以て新なる法現象を捉はれざる新なる法的思惟によつて反省した結果到達した主張とは考へられない。(拙著、經濟法の基礎理論八二頁以下參照)。

いふまでもなく、經濟法の意義ないし本質を考察するといつても、「斯くあるものとしての經濟法」の意義ないし本質を問題とする場合と、「斯くあるべきものとしての經濟法」の意義ないし本質を問題とする場合とがあり得るであらう。さうしてそれぞれの場合における問題の意味するところが相違することはもちろんである。

しかしながらわれわれは經濟法の意義ないし本質の考察に當つては、現實の世界から懸絶して構想された規範若くは當爲の世界から出發すべきではなく、諸多の規範を創造してその制約に服しながら生成し發展して行く社會的實在に着眼し、それらの規範の一種としての經濟法を問題とする態度をとるべきである。いふまでもなく、社會的實在の世界は人格的存在者の世界であり、従つてその内面に與へられた事物の考察は、價值若くは理念の觀點を離れてこれと沒交渉なものとしては十分に理解され得ないであらう。經濟法の意義ないし本質の問題もまた法的價值若くは法的生活の理

念の觀點を背後に豫想しつつ、それとの連繫においてなされるべきはいふまでもない。

かくして先づ問はるべきは經濟法がいかにあるべきかといふことではなくして、むしろ經濟法がまさにいかにあるかといふことであり、經濟法が何であるかである。

(一) 法の存在は深く社會的現實に根ざすものであつて、歴史とか、傳統とか、慣習とか、制定作用とかいふ如き社會的過程のうち生成し、發展し、消滅するものである。しかるに他面においては、法は一たび政治の所産として社會的現實から固定化されて相對的に分離するときは、その規制の下に立つ人人の現實の行爲若くは態度によつて動搖を來すことなく、依然としてそれに特有な規範的内容において妥當する。そこで、法における社會的現實を超越する側面のみを偏重視して、法は實在の世界には屬することなく、それからは全く懸絶した當爲若くは規範の世界にのみ屬するとなす主張がある。とはいへそれは、とかく「斯くあるべき法」のみを説いて「斯くある法」の考察を意識的或は無意識的に輕視若くは無視するものである。殊に今日の如き轉換期に當つては、何といつても法の規範的側面が昂揚されずにはゐない。さうして法の理念を實現すべき現實的基礎および法の事實性が、ともすれば閑却され易い傾向にある。しかしながらいふまでもなく、複雑な現實から遊離して恣意的に構想されたイデア的な世界は、レアルな世界とは何らのゆかりもない如く、抽象的に構想された法の論理によつては活きた法の現實は把握されえず、從つてまたかかる論理によつて新たな法の現實の建設は期待されえないといはねばならない。

二

經濟法の生成は今日多くの國々を通じて觀取されるところであり、しかもある程度まで共通の現

象であることは、まさに統制經濟の進展がいまや世界を通じての事實であることを照應するものであるといふことができる。この漸を追うて進んでゐる世界共通の歴史的事態を理解することは、わが國特有の經濟法を究明することにとつて不可缺の前提をなすと考へられる。

しかも今日わが經濟法は、わが戰時經濟法のうちに顯著な現れをみせてゐることは、わが國における國家總動員法を中心とする經濟法の大きな體系を指摘するまでもなく、一般に理解せられるところである。しかしながら經濟法の理論を理解するためには、戰時經濟法の制定されるより以前既に經濟法の出現があり、それについての理論的發展にもまたみるべきものがあつたことを看過するわけにはゆかない。

今日、わが國における國家による經濟の統制は、單行經濟立法および國家總動員法の二本建によつて規整されてゐる。従つてこれら兩者の關係が先づ明らかならしめられねばならない。いふまでもなく、形式的な觀察によれば、國家總動員法は政府に對して廣汎な立法權を委任した授權法ともいはれうべく、今次事變を契機として制定された戰時經濟法を内容的に包攝するのみならず、國民經濟の調整を目的とする一切の統制命令を發する權限をも豫め委任されてゐる。この意味に於ては、經濟法は恰も國家總動員法中に吸収されてしまつたものといふこともできよう。

しかしながら實質的な觀察をするならば、問題はしかく單純ではない。すなはち國防生産力の擴充を最高目標として、一切の人的並に物的資源を統制するため、廣汎な立法權を政府の手に委任する國家總動員法こそは、現下のわが國民經濟の集中的な法的顯現である。而してそれが形式的にも實質的にも、全法律體系に對して優位を占めることは、その歴史性よりしてまさに當然である。とはいへ、經濟法は國家總動員法より以前すでに獨立の發展を遂げ、固有の理念と原理とをもつて、獨立の法域を形成して來た。經濟法の性格もまたその社會經濟的背景である統制經濟の性格の變遷に應じて變動することはもちろんであるが、過剰生産・過少需要に起因する矛盾の克服をその直接目標とする平時統制經濟並に平時經濟法と、過剰需要・過少生産に起因する矛盾の克服をその直接目標とする戰時統制經濟並に戰時經濟法とは、その様相においてかなり相違するものがあるにも拘らず、いづれも恐慌及び戰爭による國民經濟の危機を契機として發現せるものである點において、本質的關聯を保有するものといはねばならない。^(三)「戰時下に於ける經濟法が國家總動員法に從屬すべきは理の當然である。とはいへ、わが國に於ける經濟法體系の缺如といふ歴史的事實は、戰時統制經濟の創設を比較的容易ならしめたことは事實であるが、同時にまた事毎に、統制の急速且つ徹底せる遂行を阻害する結果を來したこともまた指摘されねばならない。

要するに、戦時経済政策は現実具體的には、國家總動員法のうちに包攝され、いまや経済法の内容は國防政策的なものに變質したと同時に、國家總動員法もまたその歴史性の故に、いまや大東亞戦争下に於て、より高次の理念によつて基礎づけられねばならない。そこで國家總動員法に於ける経済統制法令の理解は、在來の経済法の絶對的否定或は経済法の國家總動員法への絶對的解消によつてではなく、より高次の法理念による兩者の統合原理によつてなされるべきである」と、いふことができよう。(拙著、増訂法と統制經濟二〇八頁以下)。

かくて私的個人の自由主義を中核とする近代的世界觀に代る現代的世界觀が、經濟の法秩序に與へる表象としての経済法の理解にとつては、今日、経済法は戦時特別經濟立法のうちのあるものに顯示せられてゐるが、その出現は遙かそれ以前に逆ることを理解することが最も必要なことである。^(五)

(一) 一切の概念は、その發展過程において具體的内容を獲得する限りにおいてのみ抽象的であることが許されると同時に、事態の特殊性の理解は、その一般性に關する正しき把握の基盤の上のみ可能とされるであらう。

(二) 今日の統制經濟はその起源を第一次歐洲大戰後の恐慌克服政策にもつのであるが、今日の統制政策はむしろ國防の立場からするものである。かかる統制經濟の目標の變動に照應して、経済法の目標もまた景氣政策的なものから國防政策的なものへと發展し、それと同時に、その範圍において一層廣汎となり、その程度において一層強大となつて來たことは、一般に知られ

てゐるところである。拙著、経済法五四頁以下参照。

(三) 國家の一生活面たる經濟生活面における政治としての經濟政策において、景氣政策的といはれ、國防政策的といはれるものも、その間多少のニュアンスはあるにせよ、いづれも國家ないし民族的立場に立つものであることが注意されねばならぬ。

(四) 支那事變から大東亞戰爭への發展に伴ふ時局のはげしい流は、わが經濟體制にも大きな變動を齎さずにはおかなかつた。支那事變は不擴大方針から出發したため、經濟の統制もその時々が必要に應じて部分的に實行されて來た。さればこの時期の立法はいづれも「臨時統制經濟法」と呼稱されてゐる。しかるに事變は政府の不擴大方針にも拘らず擴大長期化するに至り、經濟の統制もまた全般的・綜合的統制のため各種の統制法令の整備の必要をみるに及んで、爰に國家總動員法の登場となつた。換言すれば、わが國家總動員法は、支那事變を支那事變としてのみ單獨に解決せんとする立場において定立された法である。この點にわが國家總動員法の歴史性が存在する。しかるにその後世界情勢の急轉回による事態の緊迫化は、世界全體戰爭の一環としての支那事變の相貌を明瞭ならしめることによつて、在來の産業機構のままでは事態の解決を不可能ならしめると考へられるに至つた。いはば各種の統制法令の整備による國民經濟の全般的統制の段階から、いまや産業構成そのものの再編成による高度國防國家體制の確立を可能ならしむべき國民經濟の全體的組織化の必要へと發展した。かくして國家總動員法の改正となつたのである。

その後における大東亞戰爭の勃發はその輝しき戰果によつて、わが國にとつては戰爭即建設、消耗即資源増強としての劃期的意義をもつこととなつた。そこでわが經濟新體制の秩序づけたらんとする經濟法は、從來の單行統制經濟法と支那事變完遂の目的を以て制定された國家總動員法とを、より高次の法理念によつて統合する原理の上に立たねばならぬわけである。

(五) 世界觀的理念は論理的思惟を超えた深い根源をもつものである。従つて世界觀及び政策理念の形成は、理論的構成を超え

た歴史・人格・創造・感激などの諸要素の複合よりなり、これを時代ないし環境の一義的反映とみることが單純素朴にすぎるといはなければならぬ。しかしながら如何なる世界観および政策理念といへども法秩序に關する何らかの表象をもつてゐる。その世界観及び政策理念が法秩序についてもつ表象を、當該世界観及び政策理念との關聯において解明することは、法學の課題をなすと考へられる。いな、何人も世界観ないし政策理念に基づく世界像に關する深い洞察なしには、法の本質觀をもちえないといはねばならぬ。すなはち世界観ないし政策理念に對する理解なしには法律觀はもちえないわけである。いふまでもなく、世界観ないし政策理念を基底とする法の本質觀をもたない人といへども、法を遵守することは可能であるが、それなしには法の本質を正しく理解することはできないであらう。

しかしながら右の如く考へることは、とりわけわが經濟法をわが統制經濟政策理念との關聯において理解せんとすることは、屢々非難せられる如きイデオロギーに基づく統制經濟ないしイデオロギー經濟法論からは判然區別せらるべきであることはいふまでもない。拙著、經濟法の基礎理論六五頁以下參照。

三

われわれがその中に生活し、活動してゐるところの現實の世界が、その部分においても全體においても、限りなき混沌の状態にあるかの如く考へられ勝ちであるにも拘らず、その實、極めて複雑ではあるが整然たる秩序によつて支配されてゐるのである。これと同様のことは經濟についてもいはれ得る。すなはち國民經濟といふ一の經濟組織を構成する經濟單位たる家族經濟、企業經濟など

の經濟主體は、無統制に活動するものではない。單にこれら各經濟單位の主體だけが多數並存して、その相互の間が全く無統制の状態にあるならば、それら各單位の一定の相互關係から成立する一の組織としての國民經濟は成り立ちえないわけである。ところが從來國民經濟が經濟組織の最も鞏固にして最も發達したものととして、持續的に需給を調整せしめて來たゆゑんものは、それが單なる經濟單位の並存又は交渉以上に、經濟單位の個々の主體を統制するものをもつてゐたからである。(Vgl. Gottl-OttoHilfenfeld, Der Mythos der Planwirtschaft, 1932, S. 13 ff.)。換言すれば、國民經濟は共同の國權に服し、共同の社會意識としての國法によつて、統制される國民を基礎として成り立つ國家および經濟が、相互に密接な關係にあるからである。より具體的にいふならば、國民經濟は國家が定立する諸制度、即ち貨幣制度、租稅制度、取引制度および國家の財政經濟政策的活動によつて重大な影響を受けずにはゐないからである。^(三)

されば、各經濟單位が利己心にもとづいて經濟活動をなし得る自由を國家から認められ、諸々の經濟主體は原則として國家の干涉を被ることなしに、與へられた自由を思ふままに利用しながら生活を営む自由經濟の下にあつても、國民經濟が混亂の經濟になり終ることなく、一の秩序ある經濟組織體たり得たのは、そこに國家による統制があつたからにはかならない。

もとより組織としての經濟は、一定の規律若くは秩序なしには成り立ちえない。いふまでもなく、この種の規律および秩序は組織體そのもののうちに具備される自然的な法則性からも生れるが、また同時に組織を通じて作用する意力としての權力の支配（政治）によつても創り出される。それゆゑ經濟が組織であり、組織は政治によつて保持せられる限り、政治を離れた經濟は存在しないといはねばならない。しかしながら政治と經濟との關係が、いまわれわれの考察せんとする意味において問題となるためには、一方において近代的中央集權國家が成立し、他方において統一的國民經濟といふ近代的流通經濟が成立してゐなければならぬこと（四）もろんである。

自由經濟にあつては、經濟生活の形成について國家は直接には何らの干渉をなすことなく、個別經濟主體の自由競争を容認するのであつて、商品の市場價格を指標として、個別經濟主體の私的活動が、或は相互肯定的に、或は相互否定的に影響し合ふことによつて、自ら成り立つ総合的形成作用にもとづいて、經濟生活の秩序が成立し、進展したのである。すなはち自由經濟においては、國家の經濟生活面における政治たる經濟政策は自由放任主義をとつたため、諸々の經濟活動およびその成果は經濟法則若くは價格法則によつて支配された。換言すれば、自由經濟における經濟の統制は自動的・無意識的に行はれた。といふのは、自由經濟における經濟の實際の擔ひ手は企業である

から、需要と供給とは企業制度において價格の自動變動を介して、その均衡が調整され恢復された。かくて企業の活動が國民經濟における需給の均衡を自然に統制したわけである。

かかる自由經濟における經濟政策的立場をみづからのうちに反映して、それに法的基礎を提供せるものは、近代法、とりわけ近代私法である。近代私法殊に財産法は、所有權の絶對性、個人意思の自由、自己責任を基本原理として、各經濟主體の活動の自由を保障することを以てその理念とした。しかしながら經濟生活のあらゆる領域に亘つて、何らの統制をも認めることなく、絶對的に自由とするときは、實力の強いものの專恣となり、各人にできるだけの自由を保障せんと法の理念は達成されえなくなる。それゆゑ何らかの範圍と限度とにおいて經濟の統制を認めないわけにはゆかない。従つて自由經濟にあつても、國家その他の政治團體の國民經濟に對する統制が全然なかつたのではない。ただ國家の經濟に對する統制は、個別經濟主體の活動の自由に對する拘束ではなく、むしろその自由を保障せんがためのものであつた。換言すれば、國民經濟における自動的調整の實現を妨害する諸事態を排除せんとするにあつた。この點において最も重大な意義を有する國家的統制は、近代私法とりわけ財産法の制定とその實施とであつたことはいふまでもない。それは企業の自由、所有の自由および契約の自由を認め、それらを基準として經濟の秩序を規律せんとする

ものであつた。従つて自由競争を理念とする近代法の立場からすれば、經濟活動の自由を拘束する如き協定の結成或は獨占的企業結合の形成は、「産業の拘束」としてあくまでも排撃せらるべきものと考へられた。十九世紀末から二十世紀へかけて制定されたトラストおよびカルテルに對する一聯の「私的獨占掃滅」的取締法は、いづれも右にみた經濟に對する國家統制意思の法的顯現である。

(拙著、統制經濟法五九頁以下參照)。

しかるに自由經濟における經濟活動の極端な自由は、それが考へられたほど望ましいものではないことが次第に知られて來た。すなはち極度な經濟活動の自由のうちに資本の蓄積は無制限に行はれ、無統制な自由競争の下に大資本による中小企業の集中と合同とが行はれ、ひとり大資本のみが經濟的にも政治的にもあらゆる特權を獨占するに至つた。かくて貧富の懸隔を甚しくし、社會不安を激化しつつ、國家と經濟との全體性および統一性を喪失し、やがて國家の存立を脅すこととなつた。

もと國家は固有の存立目的を有するが故に、個人の利己追求と専恣とが國家の目的又は存立と牴觸するに至れば、國家はみづからの存立を完うするため個人的自由に對して何らかの程度において拘束ないし統制を加ふべき必要を生ずる。一の國民經濟が自己保存的に自らを崩壞から護るために

は、それ自身における需給を持続的に調整し、再生産過程を順當に繼續せしむるやう合理的配慮をなすことが基本條件であり、このことは、およそ經濟社會が一の組織體として在る限り、何れの場合にも妥當することである。

かくて國民經濟の危機を契機として、國家が外部からカルテル、價格決定、勞働法、銀行法およびその他の行政的手段によつて國民經濟を統制するが、或は内部から經濟組織内の重要な地位を占めることによつて、例へば中央銀行、運輸業およびその他官公企業を經營したり、また債權者なし株主として經濟過程に影響を與へたり、更にその他多様な資本主義的統制方法に訴へて統制するか、そのいづれによるにせよ、國民經濟に對する國家の統制は、國家の體制意思が特定の計畫の下に個別經濟主體を指導し、企業および個人の經濟活動を直接間接に一定の方向に嚮はしめることによつて、一定の經濟組織を構成せんとするものである。かかる國家的統制によつて形成される經濟組織體は當然に強制經濟又は拘束經濟にならずにはゐない。(向井鹿松博士、統制經濟原理二六九頁參照)。その代表的なものは第一次歐洲大戰後の經濟にほかならない。第一次歐洲大戰後における自由經濟から拘束經濟へ、自由資本主義から獨占資本主義への加速度的な移行は、必然的に統制經濟を現出した。(拙著、法と統制經濟五一頁以下參照)。

統制經濟の下にあつては、自由經濟においてみた如き經濟の自動調整は失はれ、從來市場經濟の外部に立つた國家が自ら經濟活動を營み、積極的・意識的に市場經濟に作用することによつて、國家は經濟に對する直接的規制者として全面的に關與するに至つた。かくて統制經濟の進展と共に、「經濟の政治化」を通じて、國家と經濟との關係はますます密接の度を加へることになつた。その結果あらゆる經濟關係は、全體經濟および全體社會の中に織込まれて考察されることによつて、自由經濟の下において失はれた國家と經濟との全體性および統一性は、ここに再び取戻され、再認識されるに至つた。^(五)

いふまでもなく、國家は經濟のみに關與するものではない。いな、國家はそれ自らのうちにおける人間社會生活のさまざまな部面に對して一様にその生活の秩序づけに關與する。若しも今日國家と經濟との關聯の問題が殊更目立つとすれば、それは統制經濟段階における國民經濟の國家的統制が、自由經濟段階におけるそれと異り、消極的・無意識的なものから積極的・意識的なものへと轉化し、そのため政治が經濟の硬い背柱となり、政治と經濟との關係を他の何物よりも強く前面に押し出した結果にはかならない。(拙著、前掲二七頁以下參照)。

(一) 「規制された内容をもたない規律は空虚であり、協働に關する一定の規律の思想を缺く社會經濟の觀念は混沌である。」

(二) 人間の精神的な生活力の特殊なものとして社會生活を秩序づける法の實質は、社會成員が抱懐すると看做され、従つて社會機構上社會成員の共通意思として通用する社會意識である。これによつて、複雑な社會において著しい個性の相違、利害の對立、意見の分裂、感情の隔絶などにある社會成員をして、ある程度まで齊一の意思、感情、思想、信念などを把持せしめ、社會的結合を強化し、確保し得るのである。拙著、法と統制經濟二一頁參照。

(三) このことは國民經濟そのものが單なる經濟そのものに盡きない非經濟的諸力、例へば文化の發展、國防の強化、政治的・國民的意識の昂揚などの純粹に經濟的には理解し得ない非合理性を内含してゐるいはば政治的經濟組織體たることを示すものである。

(四) 國家による經濟の統制および育成は、既に十六・七世紀の歐洲におけるマーカンチリズムの時代にみられた。しかしながら、そこにおいては經濟は極めて強く國家的色彩を帯びてはゐたが、自由經濟における如き國家と經濟との對立分離はもとより問題となる餘地なく、従つてその間の問題は起り得なかつたといはねばなるまい。(中山伊知郎博士、經濟學一般理論八二頁參照)。いふまでもなく、統制經濟の特質は自由經濟との對照性のうちに存する。それゆゑ十分なる意味において自由經濟を通過せず、自らを十分に自由經濟に自覺的に對照せしめつつ、自己の構成原理を確保せるものでなければ、形式的に相似た經濟構成を保有するものと雖も、茲にわれわれの問題とする統制經濟といふことはできない。

(五) 爰にあらゆる私法關係を社會的に認識し處理せんとすることによつて成立する國家における共同經濟の法が出現することとなつた。換言すれば、國民經濟を擔ひ手とする經濟法が登場したのである。いふまでもなく、經濟法は國民經濟の危機を契機として出現した統制經濟に固有な法である。従つてそれは國民經濟を危機に追ひ詰める重要な契機としての戰爭を動因として現れることは疑を容れないところである。しかしながらこれと同時に、戰爭のほかに更に國民經濟を危機に立到らしむる他

の一契機としての恐慌を動因として發現することをも注意しなければならぬ。

四

經濟法の意義については今日なほ學說一定しないが、經濟法の存在の問題は既に十數年に亘る論議を経て漸く承認されるに至つた觀がある。すなはち經濟法の形成は、新なる經濟的思惟と現象形態との出現に關聯することは明かである。さうしてこのことは現代經濟の精神的並に物質的基礎構造の變動が經濟法存在の要件であることを意味してゐる。今日まですべての論議は、たとひ經濟法現象を歴史的發展のうちにも明確に理解しえなかつたにもせよ、しかもなほ現代の特殊な社會關係から生じた現象としてこれを把握してゐる。換言すれば、經濟法を對象的に規定するか、或は一種の經濟的世界觀としての一の法學的方法として規定するか、そのいづれかに拘らず、經濟法を以て少くとも統制經濟段階における經濟に對する法の關係として把握する點においては同様である。(拙著、經濟法の基礎理論四〇頁參照)。

しかしながら今次事變ないし戰爭は、わが經濟法發展に一新機軸を劃した。といふわけは、在來の經濟法は個人主義的原理と團體主義的原理との二元主義の下に理解され、従つてその時々々の社會

構造と結合せる經濟法の理論を生じて來たが、今次事變ないし戰爭によつて齎された經濟法における世界觀的・政治的轉換は、國家と經濟との關係を明確ならしめることによつて、經濟法の研究的基礎を安定ならしめたといふことができよう。^(三)

右にみたところを經濟現象についてみるならば、戰爭はとりわけ次の二方面にその顯著な影響を齎したといふことができる。すなはちそれは經濟の政治への從屬及び自由經濟から統制經濟への移行の關係において、經濟と國家との間に從來動搖して來た力の關係は、國家の政治的支配のために轉位し、經濟に對する國家の包括的關與が認められることになつた。かくして經濟法はもはや戰時經濟においてのみ、國家の危機を理由として例外的に認められるものではなくして、經濟に對する國家の必然的優位の理念および支配的權能から認められるに至つた。經濟を以て民族的存在の政治的機能として考へる限り、相互に獨立した經濟生活領域及び政治生活領域といふ觀念は存在しえず、従つて當然に經濟の政治的性格を認めざるをえないわけである。かやうにして社會的秩序の全領域における經濟の地位は、全體的社会構成體たる國家に從屬することが明かならしめられた。このことは當然に國家をして經濟を健全にし且つ國民の福祉を保護し、その危機を防衛するたため、幾多の統制を經濟に課すことを可能ならしめる。さればこそ經濟法の發展は、今日みる如き經

濟に對する國家的統制の基準を示すものなのである。もとより經濟に對する國家的統制は、特定の計畫の下に國家が各經濟單位を指導して、一定の經濟組織體を構成しようとするにある。従つてその統制目標はあくまでも國民共同經濟の均衡をえた發展的保持といふことでなければならぬ。この國民共同經濟の全面的・均衡的發展を可能ならしむべき精神的構成力の主要なるものがまさに經濟法なのである。^(三)(拙著、前掲七四頁參照)。

統制經濟なる特殊な經濟構成に固有な法としての經濟法は、これを國家的に組織化された經濟の法となすことができる。いふまでもなく、茲にはゆる經濟の國家的組織化は、既に述べたところより知らるる如く、私益に優先する公益のためにする經濟的自由に對する國家の計畫的・拘束的關與をいふのである。而して經濟に對する國家的關與の形態は多種多様であり、且つその間に多少の差異の存することはもちろんである。しかしながら經濟の國家的組織化としての統制經濟における經濟構造上の一特色たる「經濟の政治化」といふことは、經濟が國家によつて直接運營されることを意味するものではない。それは經濟に對する政治の指導即ち經濟主義に基いて營まれる私經濟の國家による統制を意味するにすぎない。従つて統制經濟は狹義の計畫經濟或は管理經濟とは異なることはいふまでもない。しからばこの統制經濟の構成上の特色は何であらうか。

およそ經濟構成には三つの型がある。その一は自由經濟である。自由經濟は市場において自然過程として形成される價格を通じて國民經濟を自動的・無意識的に規整する經濟構成である。茲においては個體經濟のみが完全構成體であつて、國民經濟は單にそれら個體經濟の相互的交渉によつて成立する關係の綜合にすぎないとみられる。この自由經濟と對蹠的な經濟構成の型は管理經濟である。管理經濟は狹義の計畫經濟ともよばれる如く、國家が國民經濟を直接的・意識的・計畫的に運營する經濟構成である。管理經濟は國民經濟の規整が價格を通じて自然的に行はれるのではなく、國によつて直接意識的に確保される市場なき經濟構成である。さうして茲においては國民經濟のみが完全構成體であつて全體として公經濟化し、いはば國民經濟即國家經濟となる。

ところで、茲に統制經濟といはれるものは、管理經濟ではなくして市場經濟である。それは國家が直接意識的に國民經濟を運營するものではない。しかしながらそれはまた自由經濟の如き純粹な市場經濟でもない。茲には國家による經濟の統制があり、いはば「統制された市場經濟」に外ならない。かやうにして統制經濟は市場經濟たる點においては管理經濟と異なる經濟構成上の原理の上立つと同時に、それはまた統制された市場經濟である點において自由經濟ともまた異なる經濟構成上の原理の上立つてゐる。従つて統制經濟は管理經濟と自由經濟との中間にある經濟構成であると

いはねばならない。かくしてそこにおいては自由經濟における如く全體が個體に解消するものではなく、さりとてまた管理經濟における如く個體が全體のうちに埋没吸収されるものでもない。そこにおいては個體がそれ自らの獨立を保ちながら、しかも全體のうちにおいてそれぞれその統一的な意味を實現してゐることを要する。

かやうなわけで、統制經濟なる經濟構成における國民經濟は國民共同體を基體とし、一定の政治組織の下にその構成部分たる個體經濟の相互關係たる需給の持續的調整を目標とする。これこそが經濟法の對象たる國民經濟の性格である。(拙著、前掲九一頁以下、經濟法二六頁以下参照)。

かくして經濟法の對象たる國家的に組織化された經濟の性格の何であるかを究明し、經濟法の精神的並に物質的中心點を確認することによつて、我々はもはやこれ以上躊躇することなしに經濟法の獨自性を承認することができよう。

經濟法は國家的に組織化された經濟即ち統制經濟に固有な法規範であるから、經濟法は經濟に對する政治的統制の範圍外にある經濟的所與に關係する法現象からは當然に區別される。すなはち例へば民法及び商法の如き經濟に關する私法と異なるのみならず、また勞働法及び經濟警察法とも密接に關聯はするが區別されねばならない。^(四)

既に述べた如く、統制經濟の構成上の特質は、市場經濟を國家目的の方向に統制する點にある。従つてそこにおいては市場經濟は依然として存続する。ただ市場經濟を統制するにすぎない。従つて統制經濟に固有な法たる經濟法もまた市場經濟のための法秩序を、市場經濟を統制するに必要な限度において修補したものにすぎない。しかしながらそれにも拘らず、「統制された市場經濟」は一の新たな經濟構成の型であり、独自の統一性ある經濟構成たりうる如く、經濟法もまた「公法的觀念と私法的觀念との相互滲透」として、新たな獨立の法域を形成し、独自の統一性ある法分科たりうるものである。^(五)

右にみた如く統制經濟は独自の經濟構成の型として體系的な原理をもつてゐる。^(六)従つて當該經濟構成のうちにあつては、經濟政策もまたその原理に則るべきはいふを俟たない。このことは國家による經濟の組織化のために定立される法規が經濟法原理に則つてなさるべきと同様である。國民經濟が統制經濟の構成をとりながら、經濟政策が統制經濟と原理的に異なる管理經濟的原理に則つて斷片的になされるならば、國民經濟の統一性は破壊され、經濟構成としての統制經濟は攪亂され、ひいては經濟法の一元化は破綻することにならずにはゐない。戰時統制經濟及び戰時經濟法において、急迫せる客觀的條件のために、右にみた如き現象を惹起することは珍らしくない。しかしなが

ら政策的施策において時に断片的に原理的徹底を缺くことがあつたとしても、それは専ら技術的問題として解決しうべく、それによつて直ちに經濟構成並に法體系の獨立性が破綻するとなすべきではなからう。とはいへもちろん、そこには經濟構成並に法體系としての限界が存在する。換言すれば、經濟法を包括的・一般的に統制經濟に固有な法として規定するからといつて、國家的に統制された經濟の法形態のすべてを經濟法として把握することは許されないといはなければならない。このことは既に述べた如く、經濟法の精神的基調の統一性並にその對象と目的との共同性からして當然に理解されうるであらう。(拙著、前掲七九頁參照)。

(一) 經濟法の存在は統制された經濟形態の存在に依存することは、法の發展の歴史がこれを示してゐる。經濟法の發達は近代經濟の構造變動といふ特性の説明なしには理解されえない。要するに經濟法の存在は、その本質において經濟に對する強力なる國家の影響力による制約といふ特性に照應するものといはねばならない。拙著、前掲五一頁以下參照。

(二) 現時の戰爭は武力戰、經濟戰、思想戰として國民のすべてが参加するいはゆる國家總力戰であつて、すべての國民に對して莫大な犠牲を要求する事實に鑑み、何人も戰爭によつて個人的利得を壟斷することは許されないと考へられねばならない。本來、國家ないし國民の概念には自衛といふ特徴が内含されてゐるから、自ら防ぎえない國家ないし國民は國家たり國民たることをえないわけである。また經濟は國民生活の一部であるから、純粹に經濟的現象としての經濟といふが如きものは、その存在が疑はしいといはねばならない。かくして國防國家においては經濟と軍備とは、國家生活の必然性達成のための手段であると考へられるに至つた。爰において國防國家の出現をみるに至つたのである。

(三) 統制經濟なる經濟構成に固有な法としての經濟法の任務は、國民經濟といふ全體經濟の維持發展を圖るにある。さうしてその目的は公經濟の擴充でもなければ、また私經濟の絶滅でもない。個別經濟單位の創意と責任とを否定する徹底的公經濟と、經濟から國家を徹底的に閉め出す純粹なる私經濟との兩極端は、いづれも國家にとつては非生活的であるといはねばならない。そこで統制經濟ないし經濟法の原理は、私的イニシアチブの意義と價值とを認めこそすれ、決してこれを絶對的に排斥するものではないことはもちろんである。

(四) 經濟法と諸他の法域との關係について論ずることは本稿の目的ではないから、別の機會に譲るが、一應の説明としては拙著、前掲第六章を参照せられたい。

なほヘーデマンは「經濟法は全體を理解する高所から觀察の意義を有する法であるから、さういふ法には勞働法、商法その他の分野からも全體の構築にとつて必要缺くべからざる基本的要素をもつて來るのを禁ずることはできない」といつてゐる。

Hedemann, Deutsches Wirtschaftsrecht, S. 16.

(五) 經濟法は公法と私法との對立的存在をそのまま自己のうちに包含する國家法として、在來の公法・私法の系統に即して考察するべきである。なほこの點については拙著、前掲一三八頁以下参照。

(六) 統制された市場經濟としての統制經濟は、市場經濟を一定の國家目的に即應するやうに外部から統制することを經濟構成上の原理とする。すなはち茲では市場經濟そのものの内部にタッチするものではなく、これを外部から統制するのである。従つて市場經濟に對する國家的統制もまた原則として、これが内部にタッチした積極的なものではなく、外部から統制するため消極的なものである。換言すれば、統制經濟といふ經濟構成は國民經濟における國家需要の決定的増大といふ變化に即應する需要構造を再編成するため要請されたものである。従つてそれは需要の源泉たる購買力に對する統制を核心とする。すなはち資金面に對する統制によつて生産者及び消費者の需要を統制し、これによつて國家的需要を充足すると同時に國民經濟の健

全なる發展を確保せんとするものである。それ故生産に對する積極的統制は全く例外とされなければならぬ。換言すれば、統制經濟においては、企業の生産活動はただ資金面の統制を通じて間接的に統制を受けるにすぎない。企業はかゝる資金面の國家的統制を與件として、これに即應してその企業的活動を自己の創意と責任とにおいて自由になしうるのである。かくして統制經濟は計算統制と價格統制とを中心として、市場經濟のあるべき状態を實現せんとするところに独自の原理的統一性をもつ經濟構成である。高宮善教授、獨逸統制經濟の機構的特質、國際經濟研究二卷一二號一九頁以下參照。

(七) 統制經濟は經濟構成として一定の限界がある。すなはち國民經濟が完全操業の段階に達し、しかも國家需要が膨大化の一途を辿り、加ふるに外國からの輸入物資の減少ないし杜絶によつて物資不足が激化する如き客觀的條件の下においては、統制經濟の構成を以てしては國民經濟の秩序づけは困難となるといはねばならない。かゝる事態の下にあつては、資金面に對する統制を以てはこと足りず、人、物、利潤に對する統制の外に更に市場經濟そのものの内部にタッチする積極的統制が必要とならざるにはゐない。高宮教授、前掲三七頁參照。

(八) 經濟法を以て統制經濟作用を規律する法としてこれを體系的に理解せんとするわれわれの主張に對しては、經濟の國家的統制のための立法を盡してゐないとの反對論がある。しかしながら經濟法を原理的ないし理念的に統制經濟に固有な法として體系的に理解することは、統制經濟立法中に管理經濟的立法の斷片的存在を否定排斥するものではない。蓋し、經濟政策的必要は時には統制經濟とは原理的に別異な管理經濟的立法を出現せしめることがありうるからである。恰も民法中に個別的には公法的法規を包含するにも拘らず、なほ全體的には民法は普通私法として理解されることを妨げないと同様である。

經濟法を統制經濟に固有な法として、國民經濟の利益を基礎として個別經濟主體の利益を超える全體的地位から經濟の調整を企圖するものとして把握する限り、經濟法は當然に統制經濟下における國民經濟と平行しなければならぬ。何故なら統制經濟の下にあつては、經濟と法とはそれぞれ獨立な秩序としてではなく、政治を通じて相互に内面的に密接に結びつき、原理的に調和し合ふことを必要とするからである。

近代經濟における「國民なき國民經濟」に代る近代經濟を媒介する眞實の意味における國民經濟の登場は、當然にこれが精神的構力たる經濟法の新なる性格を要請しないではおかない。従つて普通に「公法と私法との混交」ないし「公法的觀念と私法的觀念との相互的滲透」を本質とするといはれる經濟法は、恰も統制經濟の出現が單純に「經濟に對する政治の優位」といふことによつてのみ説明さるべきではないと同様に、單純に「私法に對する公法の優位」といふことを以てのみ解明されぬものではない。蓋し、經濟に對する政治の優位といふとき、そこにはいまだ經濟と政治とについて近代的な分立觀念が残存する如く、私法に對する公法の優位といふときにも、やはりそこにはいまだ私法と公法とについて近代的な分立觀念が残存するものといはねばならない。しかしながら今日すでに經濟が私的個人の自由主義を原理となしえず國民をその主體とすべきであると

じ、經濟の法秩序もまた私的個人の自由主義を原理とするをえず國民をその主體としなければならぬ。さればこそ、經濟と政治、私法と公法とは、それぞれ相互に外面的關係に立つものとして區分しえざる融合點を有し、兩者の間に優劣の差等は存在しないものといはねばならない。蓋し、家族經濟、企業經濟、國家經濟などの大小諸々の經濟單位の綜合よりなる經濟組織としての國民經濟は、眞に國民的規模において共同の貨幣制度、取引制度、租稅制度の下に營まれ、完全に國家の政治的統制に服してゐる。換言すれば、經濟社會は國家の部分構造として法制的に構成されてゐる。従つてまさに「政治から經濟へ」であつて、「經濟から政治へ」ではない。近代經濟における政治と經濟との全體性及び統一性の喪失を回復せる經濟新體制といはれるものは、國家を組成する國民を經濟行爲の主體とするものでなければならぬ。今日、「經濟の政治化」とよばれる統制經濟における政治と經濟との全面的な接觸による國民經濟の新たな性格は、當然にその國民經濟を規整對象とする經濟法の法的性質にも新たな性格を要請するといはねばならない。

そこで經濟法は、専ら近代法における公法・私法の對立區分を通じて、公法の私法化並に私法の公法化といふ相互的接觸の過程を経て、公私兩法の融合點に登場した新たな法現象として、獨立の法域、單一の法分科を形成するものと考へられる。(拙著、前掲六九頁以下參照)。

かくして經濟法の特質は近代市民法との對象性にあることは、現代世界觀のそれが近代世界觀との對照性にあると同様である。すなはち近代市民法を通過し經驗して、自らを之と自覺的に對照せしめつつ自己の法理を確保するところに經濟法の經濟法たるゆるんがある。

しかしながら經濟法が近代市民法と對照をなすといふことは、あくまでもそれぞれの類型についていふのであつて、兩者の同時存在をゆるさぬといふ意味ではない。このことは既に述べた如く、經濟法の出現を認めることが直ちに公法・私法の對立的存在を否認するものにあらざることと同様である。いな、むしろ兩者はそれぞれ原理的には私的個人主義および團體的統制主義といはれる如き相違があるにも拘らず、現實具體的には同時に並存し、それぞれの機能的限界を守りつつ相互に補充し合つて作用してゐるといはねばならない。(拙著、法と統制經濟八〇頁參照)。また經濟法は近代市民法との對照性による特質を保有するといつても、經濟法が現代法たるがためには、近代市民法の基盤に立ち、その法理を攝つて以て自らの機能の發揮に役立てなければならぬ關係にある。換言すれば、經濟法の法理は近代市民法のそれを自らのうちに内含してこれを超えるものといはねばならない。

ただ近代市民法の理念および原理がその歴史性の故に、抽象的人格價值のみを知つて具體的人間

價値を無視し、個人と人類のみをみて國民を度外視することによつて、人間性の失墜と道義の廢頽とを結果したのに反して、經濟法は主體的意味においても客體的な意味においても、國民經濟の法であり、具體的人倫を前提とする國家法として、まさに現代法たる立場からその固有の理念および原理に即して近代市民法理の積極性を發展せしむるものなのである。^(三)

(一) 經濟法が統制經濟に固有な法であることの詳しい説明については、拙著、經濟法の基礎理論二〇頁以下参照。

(二) 近代の經濟は政治と結合せる國民經濟でありながら、そこにおいては經濟社會と國家とは別異の原理の上に立つてゐる。すなはち國家は私的個人性の直接是認に基礎をおく經濟に對して外部から制約を與へる公的統制力として自主的獨立性を要求するものと考へられてゐた。これに反して經濟社會を構成する原理は、私的個人性の直接是認を基礎とする自利主義である^(三)と考へられた。しかしながら經濟社會もまた國民經濟のうちに存する限り、右にみた如く國家と經濟社會とが相反する別異の原理の上に立ちつつ、而も相互に並存するとなすことは、國家自體の自己分裂を認むるものといはねばならない。高山岩男教授、經濟哲學(倫理學第五冊)一二二頁参照。

しかるに統制經濟の出現によつて、嘗て喪失せる國家と經濟との全體性と統一性は回復され、法と經濟とは内面的且つ直接的に結合することになつた。もとより法と經濟とは、國家社會の全體機構の部分機構として相互に獨立性を保持しながら、しかも相互作用の關聯のうちにある。法と經濟との統一は構造的上下の關係においてではなくして機能的な關係においてである。すなはち法は經濟を認識論的に可能ならしめるものではなく、むしろより高次なる社會機構の形成を可能ならしめるものである。拙著、法と統制經濟三九頁参照。

(三) 近代の經濟學は國民經濟を政治と經濟との結合とみなながらも、その本質的構造においては、政治と經濟とを相反的分立關

係にあるとなしてゐる。すなはち經濟は私的個人の自由主義を原理とするに反して、政治は公的原理に立つとしてゐる。かくして經濟と國家とは市民社會及び政治社會として、それぞれ別個の原理に立つものと考へられて來た。まさにこの點に近代法における公法と私法との區分される要因が存する。しかるにいまや嘗て自由經濟において喪失せる政治と經濟との全體性と統一性が回復され、それによつて從來矛盾對立すると考へられて來た公法と私法との法域の構成原理は、相互に不可分的に結合してゐることが認識されることになつた。換言すれば、近代經濟においては政治と經濟との相反的統一と考へられた國民經濟は、いまや國民を主體とする公私の調和的構成として考へられることになつた。かやうな新なる性格をもつ國民經濟を規整對象とする經濟法は、近代法における相反的概念としての公法と私法とのいづれかに *entweder-oder* として分屬するものとして把握さるべきではなく、これら兩者の融合として、換言すれば、政治的・經濟的・社會的秩序の統一の上に立つ法體系として考へらるべきではなからうか。

しかしながら茲に注意すべきは、經濟法に公法・私法以外の第三の新たな法域を認めるからといつて、それを以て直ちに公私法の實定法上の區別を否定するものと速断してはならない。公私法の内容は實定法的制度概念であつて、その歴史的基盤の推移にも拘らず、今日依然として實定法上それぞれの意義が認められ、技術的取扱を異にする限り、公私法の區分を以て無意義なりとなすことをえないことはもちろんである。拙著、經濟法の基礎理論 一〇〇頁以下参照。

(昭和十八年十一月十日)